

議案第73号

北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正について

北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年8月28日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、幼児教育・保育無償化を受け、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例（平成27年北名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用者負担額等」を「利用者負担額」に改める。

第2条第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「支給認定保護者又は民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項及び第2項中「子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項、第4項及び第7項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条から第8条までを削る。

第9条の見出し中「利用者負担額等」を「利用者負担額」に改め、同条中「、延長保育料、特別延長保育料及び一時保育料」を削り、同条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお、従前の例による。